

相模原市 中小企業融資制度 創業支援融資制度 の手引

(取扱金融機関用)

問合せ先

- 制度全般に関する問合せ先

相模原市 環境経済局 産業支援・雇用対策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-9255 (直通) ・ FAX 042-754-1064

- 確認書及び認定書の申請窓口・融資実行月次報告書の提出先

(公財)相模原市産業振興財団

〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3 相模原商工会館 本館4階

電話 042-759-5600 ・ FAX 042-759-5655

目 次

1	相模原市中小企業融資制度・相模原市創業支援融資制度とは	2
2	融資制度の種類	2
	相模原市中小企業融資制度	2
	相模原市創業支援融資制度	2
	利子補給制度	3
	信用保証料補助制度の廃止について	3
3	融資取扱方法	4
	融資対象資格要件の確認	4
	融資残高の確認	4
	融資実行	4
	毎月の報告	5
	申込書の保存	6
	融資条件の変更に伴う申請、届出	6
	融資期日の注意事項	6
4	融資対象資格要件	7
	相模原市中小企業融資制度	7
	相模原市創業支援融資制度	9
5	確認書・認定書	10
	申請	10
	申請に必要な書類等	11
	受取	12

その他・資料

【様式記載例】報告書等記入例・注意点	13
【資料1】制度融資の流れ（概略）	18
【資料2】提出書類等チェックリスト	19
【資料3】条件変更	23
【資料4】よくある質問	26

1 相模原市中小企業融資制度・相模原市創業支援融資制度とは

本市の融資制度は、市内中小企業の健全な発展と振興を目的とし、市が金融機関を通じて中小企業へ間接的に融資を行うものです。

このため、年度当初に市融資制度をお取り扱いいただく金融機関と預託契約を締結し、預託金を原資として、市融資規則に基づいて融資を実行していただく制度となります。

また、新たな事業の創出を促進するため、平成26年度から、創業者に対して資金面での支援を行う創業支援融資制度を設けました。

市融資制度のPRのお願い

相模原市では、市内中小企業者に市融資制度を御利用いただくために、パンフレットの作成、市ホームページへ掲載するなどPRに努めております。

市融資制度を有効に御利用していただくためには、各金融機関の融資申込窓口において、利用者の方へ直接御案内していただくことが非常に効果的です。御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

特に、これまで市融資制度を利用されたことのない方には、積極的にPRしていただくとともに、利用者にとって有利な資金の活用を御案内くださいますようお願い申し上げます。

2 融資制度の種類

本市では、中小企業者向けの融資制度として、次の2つの融資制度を設けています。

また、それぞれの融資制度に対して、利子補給制度を設けています。

(1) 相模原市中小企業融資制度

資 金：

No.	資金名
1	中小企業振興資金
2	小企業小口資金
3	景気対策特別資金
4	景気対策特別小口資金
5	経営安定支援資金
6	小企業特別資金
7	災害等対策特別資金
8	設備導入促進特別資金
9	SDGs企業振興資金

根拠法令：相模原市中小企業融資規則（平成11年3月29日規則第20号）

(2) 相模原市創業支援融資制度

資 金：創業支援資金

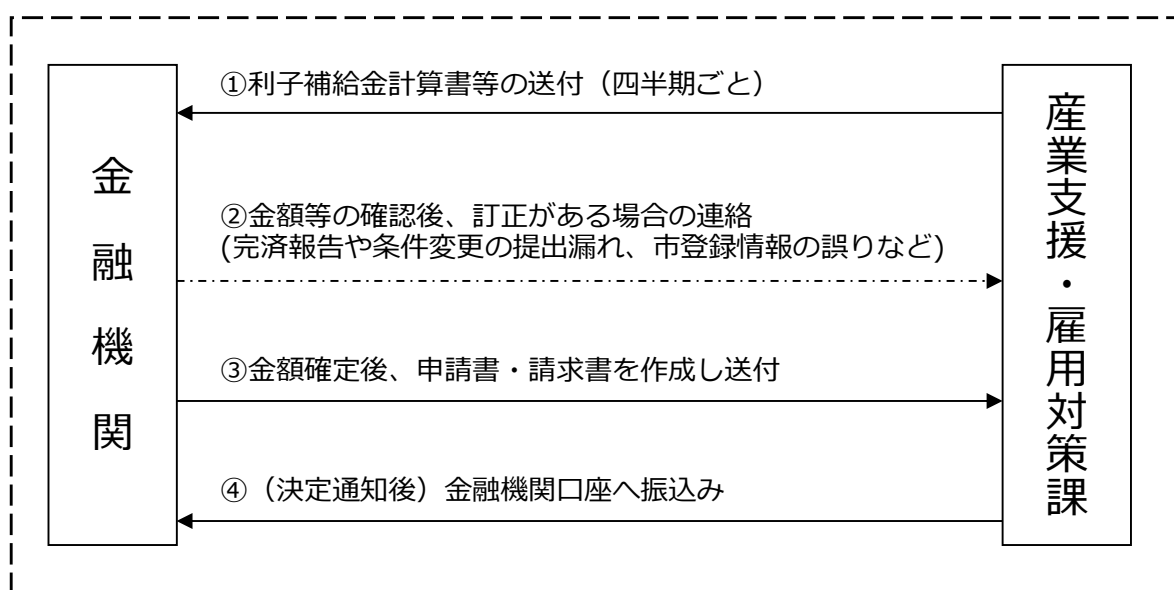
根拠法令：相模原市創業支援融資規則（平成26年3月31日規則第14号）

利子補給制度

市が金融機関に対し市負担率の利子を支払うことで、利用者の利息負担を軽減する補助制度です。

融資実行時に利子補給分（市負担利率）を差し引いた利率（利用者負担利率）で融資の実行をお願いします。各融資の利率は、「相模原市中小企業融資制度のご案内」（パンフレット）を御確認ください。

※四半期ごとに各金融機関へ利子補給金額を計算した計算書及び申請書・請求書を送付しますので、確認後、申請書・請求書を作成し産業支援・雇用対策課へ返送してください。



信用保証料補助制度の廃止について

令和2年度まで、神奈川県信用保証協会の保証付きで市融資制度を利用された中小企業者に対し、払込保証料の80%以内、10万円を限度に補助する制度を設けていましたが、令和3年度から廃止しております。

令和2年度以前に信用保証料補助を受けた方が早期に繰上完済された場合、保証協会から保証料が返戻されることがありますが、それにより市からの補助金が過払いになる場合があります。

この場合、補助制度利用者に過払い分を返還していただくこととなりますので、速やかに確認ができるよう、例月の実行報告と併せて繰上完済の報告も必ず行ってください。

3 融資取扱方法

全体の流れは、資料1「融資制度の流れ（概略）」を御覧ください。

(1) 融資対象資格要件の確認

事前に、融資対象資格要件（P. 7「4 融資対象資格要件」を参照）を充足するか確認してください。

(2) 融資残高の確認

資金ごとに限度額の設定がありますので、申込者の市融資利用残高を、(公財)相模原市産業振興財団（以下「産業振興財団」といいます。）へ確認するとともに、申込者に対しても返済残高の最終確認を行ってください。（既に他の金融機関で実行があることもあります。）

【産業振興財団の取扱時間】

平日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(3) 融資実行

次のとおり書類を準備・作成し、各資金の利用資格、要件、必要な確認書・認定書等を確認するとともに、利用者の返済能力等の金融審査を適正に行って融資を実行してください。

書類名	備考
相模原市中小企業融資制度等 融資申込書（融資実行報告）	
神奈川県信用保証協会の信用 保証書	神奈川県信用保証協会の保証を付したとき ※ 小企業特別資金又は創業支援資金 の場合は必ず準備
税務申告確認書類	<u>全ての資金において、融資実行報告と一緒に提出してください。</u> 確定申告書（控）の写しや住民税の申告書の写し、 <u>納入領収書の写しなど。</u> 納税証明書、未納のない証明書等の写しでも可。 ※市内で営業していることの確認にも使用します。
融資残高の確認状況	創業支援資金 についても、既に他の金融機関で実行がある場合がありますので、 必ず確認 してください。

(4) 毎月の報告【産業振興財団に提出】

融資実行、繰上完済等の報告書は、実行した月の翌月10日（10日が土・日・祝日の場合は前営業日）必着で、産業振興財団に提出してください。

記入漏れや記入誤りのないよう、送付前によく御確認ください。

【例】 4月分の融資報告書等 ⇒ <提出期限> 5月10日
※ 5月10日が日曜日のとき ⇒ <提出期限> 5月8日

【産業振興財団への提出書類】

ア 毎月必ず提出するもの【必須】

No.	書類名	備考
1	相模原市中小企業融資制度等融資実行月次報告書	融資実行・繰上完済等の有無にかかわらず、 <u>必ず</u> 提出してください。

イ 融資実行を行った場合に提出するもの

No.	書類名	備考
2	相模原市中小企業融資制度等融資申込書（融資実行報告）	前月中に融資実行のあったものを御報告ください。
3	神奈川県信用保証協会の信用保証書の写し	神奈川県信用保証協会の保証を付したときは添付してください。
4	税務申告確認書類	確定申告書（控）の写し又は住民税の申告書の写しなど
5	融資残高の確認状況	原本または写しを添付してください。
6	その他	設備導入促進特別資金の場合、「一般型」は見積書など導入する設備の概要が分かるものの写し、「社会的課題取組型」は認定書又は計画書の写しを添付してください。

ウ 市融資制度に基づく融資について、繰上完済・代位弁済が行われた場合に提出するもの

No.	書類名	備考
5	繰上完済等報告書	前月中に繰上完済等された場合に御報告ください。

- ※ 報告が遅れると利子補給の金額に影響が生じますので、提出漏れのないようお願いします。
- ※ 令和2年度まで交付をしていた市信用保証料補助金の返還請求対象になる場合がありますので、利子補給対象外の融資案件（中小企業振興資金による融資案件、条件変更等で対象外となった融資案件）についても御報告ください。

※ 上記No. 2から5までの書類は、融資案件ごとにクリップで留めて提出してください。
ホッチキス留めはしないでください。

(5) 申込書の保存

申込書の「金融機関控」を各金融機関で確認書類（税務申告確認書類、登記事項証明書、住民票、融資残高の確認状況等）と共に保存してください。

(6) 融資条件の変更に伴う申請、届出

当初実行の融資条件を変更する場合は、その都度、変更申請書と必要書類（変更契約書の写し、変更保証書の写し）を添えて、産業支援・雇用対策課に申請をしてください。申請書は融資制度利用者が記名・押印のうえ提出してください。制度から逸脱する条件変更を実施する場合は利子補給が停止します（P. 24～資料3を参考にしてください）。

なお、次に掲げる変更については、金融機関からの報告でも構いません（金融機関の印が必要）。

- ア 所在地、名称（商号等）の変更
- イ 法人の組織変更
- ウ 代表者の変更

いずれの場合も、登記事項証明書（個人の場合は住民票）の写しを添付してください。

※ 法人・個人とも事業所が相模原市から移転された場合は、登記事項証明書の移転日をもって本制度の対象外となります。なお、相模原市内に事業実態が残る場合は、引き続き本制度の対象となります。

(7) 融資期日の注意事項

融資期日（最終期日）は、資金ごとに設定された融資期間を超過しないよう注意してください。期日は応当日以前でなければ認められません。

【例】景気対策特別資金（融資期間：7年以内）に係る融資期間の設定

- ・ 融資期間：R6.5.1 ～ R13.5.1 … 設定可能
- ・ 融資期間：R6.5.1 ～ R13.5.2 … 設定不可能

融資実行後であっても、本融資制度に合致しない場合は、受理いたしません。

4 融資対象資格要件

(1) 相模原市中小企業融資制度

A 共通項目

相模原市中小企業融資制度に基づく融資を受けるには、融資申込日時点において、次の①から④までの全ての要件を満たす必要があります。

なお、融資を受けるには、この①から④までの融資要件に加え、資金ごとの利用要件を満たす必要があります。

① 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する中小企業保険対象業種(神奈川県信用保証協会の保証対象外業種を除く。)となっている事業を営んでいる中小企業者であること。

② 融資申込みの時点で、市内において事業を営んでいる者又は事業を開始しようとする者で当該事業開始の具体的な計画を有する者。

〈確認方法〉

○法人の場合

登記事項証明書(商業・法人登記)、決算書、許認可が必要な業種は許認可書等により確認してください。

○個人事業者の場合

確定申告書、許認可が必要な業種は許認可書等により確認してください。

○新たに事業を開始する場合

事業を開始するにあたっての計画書や事業用地の取得状況等により確認してください。

③ 融資申込みの時点で、確定申告又は住民税の申告を行っていること。

〈確認方法〉

確定申告書や住民税の申告書等により確認してください。

④ 行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者については、その許認可等を得ていること。

B 資金ごとの要件

【1】 中小企業振興資金・小企業小口資金

市の確認書等を取得する必要はありません。各金融機関でAの要件等をご確認のうえ、融資を実行してください。

なお、小企業小口資金には全国統一の小口零細企業保証を付すことはできません。

【2】 景気対策特別資金・景気対策特別小口資金

信用保証協会の保証の有無にかかわらず、市が発行する「景気対策特別資金融資対象確認書」が必要です。確認書が交付されていることを確認してください。

【3】 経営安定支援資金

次の①又は②が要件となります。

- | |
|---|
| <p>①中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証制度）の規定に基づく特定中小企業者であること。</p> <p>②取引先である倒産企業等に対し、50万円以上の売掛金債権等を有すること。又は、取引依存度を20%以上有すること。（債権相当額の範囲内が融資限度額です。）</p> |
|---|

信用保証協会の保証の有無にかかわらず、市が発行する「中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）の規定に基づく特定中小企業者の認定書」又は「倒産関連中小企業証明書」が必要です。認定書等が交付されていることを確認してください。

※ 証明書・認定書は、取引先倒産企業が倒産してから1年以内に申請を行う必要があります。

【4】 小企業特別資金

市の確認書等を取得する必要はありません。各金融機関でAの要件等をご確認の上、融資を実行してください。

なお、小企業特別資金には全国統一の小口零細企業保証を**必ず付してください**。

※NPO法人は利用できません（医業を主たる事業とする小規模NPO法人を除く）

【5】 災害等対策特別資金

信用保証協会の保証の有無にかかわらず、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）若しくは第2条第6項（危機関連保証）の認定書又は市が発行する「災害等対策特別資金融資対象確認書」が必要です。認定書等が交付されていることを確認してください。

【6】 設備導入促進特別資金

一般型の場合は、市の確認書等を取得する必要はありません。各金融機関で見積書など導入する設備の概要が分かるものとAの要件等をご確認の上、融資を実行してください。

社会的課題取組型の場合は、**地球温暖化対策計画書**を策定し市へ提出している、**エコアクション21**の認証を受けている又は**先端設備等導入計画**の認定を受けていることが必要です。市に提出した地球温暖化対策計画書に基づき導入する設備であるか、エコアクション21の認証を受けているか、又は、先端設備等導入計画の認定を受けて導入する設備であるかを確認してください。

【7】 SDGs企業振興資金

「さがみはらSDGsビジネス認証制度」の認証を受けていることが必要です。認証書が交付されていることを確認してください。

(2) 相模原市創業支援融資制度

融資の対象となる方は、次の①、②、③いずれかの条件を満たし、かつ、④から⑥までの条件を全て満たす方です。市の確認書等を取得する必要はありません。融資申込書送付（月次報告）の際、確定申告書（控）の写し等を添付してください。

※NPO法人・医療法人は利用できません

一度事業をたたまれて
再チャレンジする方も
ご利用いただけます

- ① 現在事業を行っていない開業前の個人で次のいずれかに該当する方
- ア 1か月以内に新たに中小企業者として市内で個人事業を開業予定のもの
 - イ 2か月以内に新たに中小企業者として市内で法人事業を開業予定のもの
- ※認定特定創業支援事業の証明を受けた場合は、6か月以内に開業予定のもの

or

- ② 開業時に別の事業を行っていなかった方で、市内で事業を営む次のいずれかに該当する方
- ア 事業を開始してから5年を経過していない個人
 - イ 会社を設立してから5年を経過していない法人
 - ウ アが創業者となり法人成をしたもの（事業開始5年以内）

or

- ③ 分社化による場合で、次のいずれかに該当する方
- ア 分社化し市内で事業を開始する法人
 - イ 分社化し5年を経過していない市内で事業を営む法人

and

- ④ 税務申告義務を怠っていないこと。
- ⑤ 事業に必要な許認可等を取得していること又は取得が確実である見通しがあること。
- ⑥ 神奈川県信用保証協会の**創業関連保証**又は**スタートアップ創出促進保証**を付すること。

認定特定創業支援事業の証明を受けている方の場合、
利率がより低利になりますので、ご注意ください。

5 確認書・認定書等

融資対象資格要件で、確認書・認定書等が必要な場合は、次のとおり確認書・認定書等の交付を受けてください。

(1) 申請

- ア 確認書・認定書等ごとに指定された窓口で申請をしてください。
- イ 景気対策特別資金融資対象確認書、倒産関連中小企業証明書、災害等対策特別資金融資対象確認書、セーフティネット保証・危機関連保証の認定書は、必要書類が整っていれば金融機関の代理申請が可能です。
- ウ セーフティネット保証5号認定申請の際は、事前に営んでいる事業の業種を確認し、指定業種であること（認定要件にあてはまること）及び申請書の様式を確認した上で、申請にお越しくください。
- エ 地球温暖化対策計画書に係る提出様式などの詳細は次のURLからご確認ください。
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026506/plan/1008139/1008142.html>
- オ 先端設備等導入計画認定書に係る申請様式などの詳細は次のURLからご確認ください。
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1026664/1003291/josei/1014558.html>
- カ さがみはらSGDsビジネス認証に係る申請様式などの詳細は次のURLからご確認ください。
<https://sdgs.city.sagamihara.kanagawa.jp/sdgs-business/>
- キ 確認書・認定書等の受け取りについて、郵送を希望する場合は、次のものを持参してください（地球温暖化対策計画書・先端設備等導入計画認定書・さがみはらSGDsビジネス認証申請書を除く）。
- ・ 返信用封筒（宛名記入済み）
 - ・ 切手（簡易書留分の料金をご負担ください）

(2) 申請に必要な書類等

【登記事項証明書（商業・法人登記）に係る注意点】

- ・ 証明書は発行から3か月以内を有効としています。
- ・ インターネットで閲覧できる登記簿データを印刷したものは不可です。

ア 景気対策特別資金・経営安定支援資金に関する確認書等

申請窓口 確認書等	産業振興財団	産業支援・雇用対策課	
	景気対策特別資金 融資対象確認書	倒産関連中小企業 証明書	災害等対策特別資金 融資対象確認書
必要書類等			
各申請書	●	●	●
登記事項証明書（商業・法人登記） 個人の場合は確定申告書（控）の写し	●	●	●
確定申告書（控）の写し又は住民税の申告書の写し	●	●	●
行政庁の許認可が必要な事業を営んでいる 場合の許認可証	●	●	●
実印（印鑑登録印）と記名判（お持ちの場合）	●	●	●
決算書 （個人の場合は確定申告書）	最近決算期と ※1 過去3年以内	）い ず れ か	
試算表	最近3か月と 前年同時期		
取引先が倒産等したことを証する書類		●	
約束手形・請求書等（取引先の売掛債権額等 を確認できるもの）		●	
罹災証明書又は罹災届出証明書			●
備考		取引先倒産企業が倒産してから、1年以内に申請を行う必要があります。	

※1 決算期で比較する場合の「最近決算期」とは、決算書が未作成であっても、最近の決算期が到来していれば、それが「最近決算期」になりますのでご注意ください。

イ 中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）・第6項（危機関連保証）の
認定書

申請窓口	産業支援・雇用対策課	産業振興財団	産業支援・雇用対策課
必要書類等	セーフティネット保証4号認定書 危機関連保証認定書	セーフティネット保証5号（イ）、7号認定書	セーフティネット保証1～3号、5号（ロ）、6号、8号認定書
登記事項証明書（商業・法人登記） 個人の場合は確定申告書（控）の写し	●	●	●
確定申告書（控）の写し又は住民税の申告書の写し	●	●	●
行政庁の許認可が必要な事業を営んでいる場合の許認可証	●	●	●
実印（印鑑登録印）と記名判（お持ちの場合）	●	●	●
試算表	最近3か月と前年同時期） いづれか	最近3か月と前年同時期） いづれか	最近3か月と前年同時期） いづれか
売上台帳等売上を確認できる書類	最近3か月と前年同時期	最近3か月と前年同時期	最近3か月と前年同時期
その他必要書類		● ※2	● ※3
備考	認定要件については市ホームページでお知らせいたします。	認定要件や指定業種については、市ホームページでお知らせいたします。	認定要件については市ホームページでお知らせいたします。

※2 「原油等価格転嫁困難（ロ）」の場合のみ、最近の3か月分とその前年の同時期の原油又は石油製品の仕入れ単価及び仕入れ数量の分かる書類が必要です。

※3 その他必要書類がある場合がありますので、事前に産業支援・雇用対策課へご確認ください。

※4 状況によっては、認定要件や必要書類が緩和される場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください。

(3) 受取

景気対策特別資金融資対象確認書、倒産関連中小企業証明書、災害等対策特別資金融資対象確認書、セーフティネット保証・危機関連保証の認定書は、申請日の翌営業日の午後1時以降に、申請を受け付けた窓口で交付します。申請時に受け取った引換書を提示し、確認書・認定書等をお受け取りください。

※郵送を希望した場合は、申請日の翌営業日に発送します。

様式記載例

- 1 相模原市中小企業融資制度等
融資実行月次報告書 1 4
- 2 相模原市中小企業融資制度等
繰上完済等報告書 1 5
- 3 相模原市中小企業融資制度等
融資申込書 1 6
- 4 信用保証書 1 7

1 相模原市中小企業融資制度等融資実行月次報告書

※ 融資実行・繰上完済等の有無にかかわらず、必ず提出してください。

提出期限：翌月の10日まで

提出先：産業振興財団

印

実行の有無に関わらず、翌月10日までに
必ず産業振興財団へ提出してください！

相模原市中小企業融資制度等融資実行月次報告書

(令和5年6月分)

令和5年7月7日

金融機関名 〇〇銀行△△支店

代表者氏名 支店長 □□□□ 印

担当者氏名 相模 太郎

連絡先電話番号 042-▲▲▲-▲▲▲▲

1 融資実行・繰上完済等 有 ・ 無 (○を付けてください)

※「無」の場合は、2の「融資実行内訳」以降の記入は不要です。

2 融資実行内訳

資金名	件数	金額(千円)
中小企業振興資金	1	5,000
小企業小口資金	1	5,000
景気対策特別資金	1	20,000
景気対策特別小口資金	1	5,000
経営安定支援資金	1	20,000
小企業特別資金	1	1,000
災害等対策特別資金		
創業支援資金		
設備導入促進特別資金		
SDGs企業振興資金		
合計	6	56,000

3 次の書類を送付します。

(1) 実行報告書(融資申込書の枚数) _____ 6 部

(2) 繰上完済等報告書 _____ 5 部

(3) 確定申告書(控)の写し(全資金において必要) _____ 6 部

(4) 融資残高の状況確認書の写し(全資金において必要) _____ 6 部

実行・繰上完済等がない場合にも、無に○をつけて提出が必要です

件数・金額の照合をする

実行件数を記入

2 相模原市中小企業融資制度等繰上完済等報告書

※ 報告が遅れると利子補給の金額に影響が生じますので、提出漏れのないようお願いいたします。

相模原市中小企業融資制度等 繰上完済等報告書	
令和5年7月7日	
事業所名	(株)相模財団建設
代表者(個人)名	代表取締役 相模 二郎
事業所所在地	相模原市緑区橋本9-7-5
資金名	<input type="checkbox"/> 中小企業振興資金 <input type="checkbox"/> 小企業小口資金 <input type="checkbox"/> 景気対策特別資金 <input checked="" type="checkbox"/> 景気対策特別小口資金 <input type="checkbox"/> 経営安定支援資金 <input type="checkbox"/> 小企業特別資金 <input type="checkbox"/> 災害等対策特別資金 <input type="checkbox"/> 創業支援資金 <input type="checkbox"/> 設備導入促進特別資金 <input type="checkbox"/> SDGs企業振興資金 <input type="checkbox"/> その他()
融資金額(当初実行額)	2,000,000円
当初融資期間	平成30年5月31日~令和6年5月20日
保証番号	02011xxxxxx
種別・年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 繰上完済 令和5年6月15日 <input type="checkbox"/> 代位弁済
最終返済額(代位弁済額)	1,615,000円
戻し利息(利息前払いの場合)	円
最終支払利息(利息後払いの場合)	円
金融機関名	〇〇銀行△△支店
代表者氏名・印	支店長 □□ □印
担当者氏名	相模 太郎

資金名の誤りに注意

完済前の融資期間



3 相模原市中小企業融資制度等融資申込書



(申込者用)

相模原市中小企業融資制度等融資申込書

(市あて実行報告書)

申込日 年 月 日

フリガナの記入漏れに注意

フリガナ		フリガナ	
1. 事業所名		フリガナ	
2. 代表者名 (役職・氏名)		印	
3. 登録所在地 <small>【個人・住民登録地】 【法人・登記簿上所在地】</small>		TEL ()	
4. 事業所所在地		TEL ()	
5. 事業内容 (具体的に)		7. 従業員数 名	
6. 業種 1.建設業 2.製造業 3.運輸・情報通信業 4.卸売業 5.小売・飲食業 6.サービス業 7.その他()			
8. 資本金 千円		9. 市内での操業開始年月 M. T. S. H 年 月	
11. 融資申込金額 千円		12. 借入希望期間 か月 (うち据置 か月)	
		個人の方のみ記入してください 10. 市内での借入開始年月 M. T. S. H 年 月	

※申込者の方は太枠の中を記入してください ※印鑑は2枚目にも必要です。

資金名	1. 中小企業振興資金 2. 小企業小口資金 3. 景気対策特別資金 4. 景気対策特別小口資金 5. 経営安定支援資金 6. 小企業特別資金 7. その他() 資金)		
融資金額	千円	利用者負担 利率 %	資金使途 1. 運転 2. 設備 3. 併用
融資期間	年 月 日～	年 月 日 (うち据置 か月)	返済回数 回
休業日の 利息取扱	1. 前営業日 2. 翌営業日 3. 当日	利息支払方法	1. 前払い 2. 後払い
元金返済	初回年月日 千円 毎回均等 日 千円 最終回年月日 千円	信用保証協会の利用及び保証料	1. 有() 2. 無()
市民税納税確認	1. 納税証明書 2. 納入領収書 3. その他 ○印を付けてください	行政庁の許認可確認	1. 確認済 2. 無 ○印を付けてください



(金融機関用)

年 月 日

上記のとおり貸付しました。

金融機関名 ○○銀行△△支店
代表者氏名 支店長 □□□□ 印

記入誤りに注意。
支払日が実行日の場合は「前払い」、
元金初回返済日が実行日以降の場合は「後払い」
です。

1回払いの際には、利払い日を御記入ください。
返済方法は、毎月の元金均等割賦返済とします。

行政庁の許認可が必要な業種の場合は、確認の有無を御記入ください。

貸付を実行した金融機関の記入押印を忘れずお願いします。

4 信用保証書

※ **保証協会利用者のみ**

- ※ 「相模原市中小企業融資制度申込書」に記入する保証料の金額は、返戻保証料総額を差し引く前の「保証料総額」となります。

信用保証書 0000123456789101234
150012345678 1 / 1

〇〇銀行
△△支店 御中

被保証者 株式会社相模財団建設	生（設立）年月日 H160801	顧客番号 33333333123	保証番号 300012345678
保証期間 実行の日から 60 か月 (貸付実行日の応当日まで)	貸付金額 12,500,000 円	保証日 平成 28 年 4 月 1 日	資金使済 設備
返済方法 元金均等 1 か月目から 59 か月目まで 1 か月毎 209,000 円、60 か月目 169,000 円	保証割合 100%	負担金 有	保証形態 個別保証
	制度 相模原市一般	利率 (割引利率) 地方公共団体指定の利率	
	形式 証書貸付		

連帯保証人
回収条件
本件実行と同時に完済する保証付は、次のとおり
保証番号 0123456789
平成 28 年 3 月 1 日以降、平成 28 年 3 月 9 日までに実行のこと

利息 (みなし利息を含む) は利息制限法に定める法定上限額の 1/2 の金額の範囲内とすること

以下 余白

サンプル

信用保証料は以下のとおりです。	責任共有保証料 1.050%	「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。
一括支払 4,516,149 円	保証料総額 4,620,000 円	返戻保証料総額 103,851 円を差し引いた額です。

※ 受領していただく時期は、実行 (割引) 時になります。

ただし、当座貸越の場合は約定締結日です。

(注) 本信用保証書の有効期限は平成 28 年 5 月 1 日です。

ただし、特別の事情があると協会が認めた時は、平成 28 年 6 月 1 日とします。

神奈川県信用保証協会 (印)

融資実行日以前に保証が確定しているかを確認

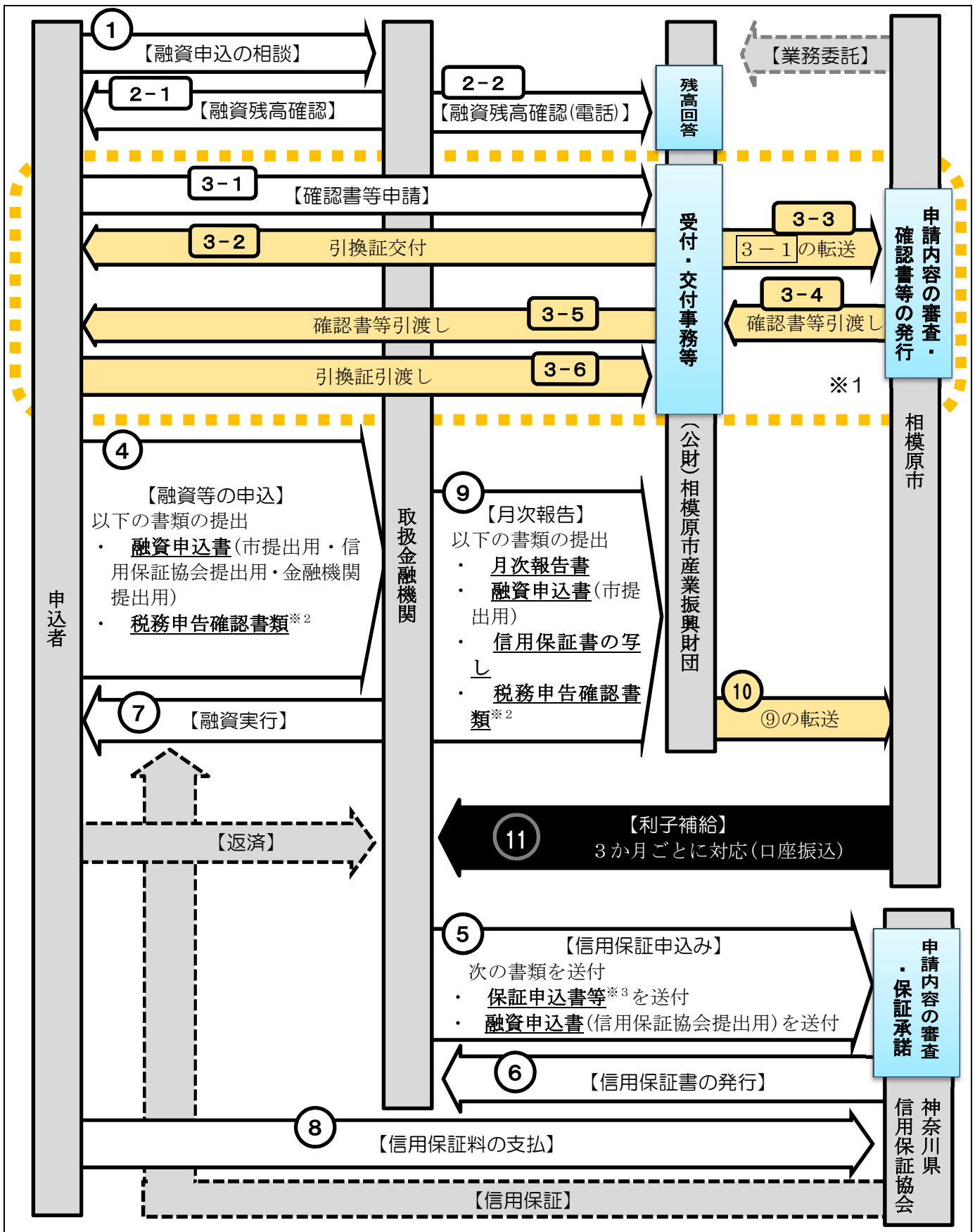
貸付金額を確認

小企業特別資金の場合は、「相模原市小口」創業支援資金の場合は、「相模原市創業」となっていることを確認

「相模原市中小企業融資制度申込書」には、この金額を記入する。

実行日が有効期限を超えている場合は、保証協会の承認が添付されていること。

制度融資の流れ(概略)



※1 3-1から3-6までは中小企業振興資金・小企業小口資金・小企業特別資金・設備導入促進特別資金(一般型)・創業支援資金以外の資金の手続

※2 確定申告書(控)の写しや住民税の申告書の写しが該当。

※3 その他の必要書類は、神奈川県信用保証協会にお問い合わせください。

提出書類等チェックリスト

1 月次報告書等の提出（毎月）

チェック欄	No.	書面タイトル	必要部数	原本区分	備考
	1	相模原市中小企業融資制度等 融資実行月次報告書	1部	原本	毎月必ず提出。
	2	相模原市中小企業融資制度等 融資申込書（市あて実行報告書）	実行分	原本	書面No. 1で、融資実行「有」の場合のみ提出
	3	信用保証書	保証付き 実行分	写し	神奈川県信用保証協会の保証付きで市制度融資を実行した場合に提出
	4	税務申告確認書類 （確定申告書（控）又は住民税の申告書）	実行分	写し	全ての資金において提出
	5	融資残高の状況確認書	実行分	写し	全ての資金において提出
	6	相模原市中小企業融資制度等 繰上完済等報告書	1部	原本	繰上完済や代位弁済が実行された場合に提出
	提出期限（翌月の10日まで）を守っている。				
	提出先は、相模原市産業振興財団である。 （〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3相模原商工会館本館4階）				

提出書類等チェックリスト

2 融資残高確認（電話）

チェック欄	内容
<input type="checkbox"/>	融資残高を知りたい企業・個人事業主の情報を確認できる書面が手元にある。 個人事業主： ①氏名、②住所、③電話番号 法人： ①企業名、②代表者名、③住所、④電話番号
<input type="checkbox"/>	確認先は、（公財）相模原市産業振興財団（042-759-5600）である。
<input type="checkbox"/>	取扱時間内である。 取扱時間：平日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※ 融資残高確認の時期によっては、回答する融資残高に、前月に実行した融資の金額が含まれていないことがあります。融資を実行する前に必ず、申込者本人に対しても、制度融資の利用状況について確認してください。

3 確認書の申請

チェック欄	No.	書面タイトル	必要部数	原本区分	備考
<input type="checkbox"/>	1	相模原市中小企業景気対策特別資金融資対象確認申請書	1部	原本	
<input type="checkbox"/>	2	法人 登記事項証明書（商業・法人登記）	1部	原本	
<input type="checkbox"/>		個人 確定申告書（控）	1部	写し	
<input type="checkbox"/>	3	税務申告確認書類 （確定申告書（控）又は住民税の申告書）	1部	写し	
<input type="checkbox"/>	4	最近決算期の決算書と過去3年以内の決算書（個人の場合確定申告書）又は、前年の同時期の試算表	1部	写し可	「写し可」としているが、該当部分のみのコピーは不可
<input type="checkbox"/>	5	行政庁の許認可証等	1部	写し	行政庁の許認可等が必要な事業を営んでいる場合のみ必要。
<input type="checkbox"/>	6	代表者印（実印）及び記名判（お持ちの場合）	1部	—	
<input type="checkbox"/>	申請先は、相模原市産業振興財団である。 （〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3相模原商工会館本館4階）				

提出書類等チェックリスト

4 認定書（セーフティネット5号（イ））の申請

チェック欄	No.	書面タイトル	必要部数	原本区分	備考
		1	中小企業信用保険法第2条第5項 第5号の規定による認定申請書 （イー①）	1部	原本
	中小企業信用保険法第2条第5項 第5号の規定による認定申請書 （イー②）				
	中小企業信用保険法第2条第5項 第5号の規定による認定申請書 （イー③）				
	2	法人 登記事項証明書（商業・法人登記）	1部	原本	
		個人 確定申告書（控）	1部	写し	
	3	税務申告確認書類 （確定申告書（控）又は住民税の申告書）	1部	写し	
	4	行政庁の許認可証等	1部	写し	行政庁の許認可等が必要な事業を営んでいる場合のみ必要。
	5	代表者印（実印）及び 記名判（お持ちの場合）	1部	—	
	6	最近の3か月分とその前年の同 時期の試算表・売上台帳等売上 高が分かるもの	1部	—	売上高比較表は原本。 それ以外の場合は写し可。

申請先は、相模原市産業振興財団である。
（〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3相模原商工会館本館4階）

提出書類等チェックリスト

5 融資条件変更の申請

チェック欄	No.	書面タイトル	必要部数	原本区分	備考
<input type="checkbox"/>	1	相模原市中小企業融資制度等融資条件変更申請書	1部	原本	
<input type="checkbox"/>	2	変更契約書	1部	写し	
<input type="checkbox"/>	3	変更保証書	1部	写し	神奈川県信用保証協会の保証を付している場合に必要。
<input type="checkbox"/>	提出先は、相模原市産業支援・雇用対策課である。 (〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15相模原市役所本庁舎5階)				

6 代表者・住所等変更の届出

チェック欄	No.	書面タイトル	必要部数	原本区分	備考
<input type="checkbox"/>	1	代表者・住所等変更届	1部	原本	
<input type="checkbox"/>	2	変更後の登記事項証明書(商業・法人登記)	1部	写し可	法人の場合に必要。
<input type="checkbox"/>	3	変更後の住民票	1部	写し可	個人事業主の場合に必要。
<input type="checkbox"/>	提出先は、相模原市産業支援・雇用対策課である。 (〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15相模原市役所本庁舎5階)				

相模原市中小企業融資制度に係る条件変更の取扱いについて

相模原市中小企業融資制度につきましては、「相模原市中小企業融資規則」の規定に基づいて運用しています。この規則において、条件変更に関しては以下のとおり定められています。

【相模原市中小企業融資規則】

(融資条件の変更)

第 13 条 市長は、既に実行された融資について特別の事由がある場合は、当該融資を受けている者の申請に基づき、**この規則に定める範囲内で当該融資に係る条件(以下「融資条件」という。)の変更を認めることができる。**

2 前項の規定により融資条件の変更の承認を受けようとする者は、相模原市中小企業融資制度等融資条件変更申請書に、別に定める書類を添えて財団を経由して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、提出された書類の審査を行うとともに関係機関と協議し、融資条件の変更を承認したときは相模原市中小企業融資制度等融資条件変更承認通知書により、変更の申請の却下を決定したときは相模原市中小企業融資制度等融資条件変更却下通知書により同項の申請書を提出した者に通知するものとする。

条件変更を行う場合には、特に以下の 3 点が満たされているか留意する必要があります。

- 融資期間（資金により 5 年、7 年もしくは 10 年以内）
- 据置期間（資金により 6 か月もしくは 1 年以内）
- 元金均等割賦返済

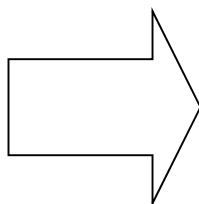
【条件変更の具体的な取扱い】

- ・資 金 名：景気対策特別資金（融資期間 7 年以内、据置期間 1 年以内）
- ・融 資 金 額：10,000 千円
- ・融資実行日：令和 4 年 4 月 1 日
- ・条 件 変 更：令和 5 年 4 月

(ケース 1)

【当初】

融資期間：5 年（60 か月）
 据置期間：なし
 支払方法：
 毎月 末日 167 千円
 期日 147 千円
 （令和 9 年 3 月 31 日）



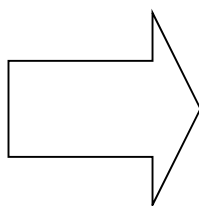
【変更後】

融資期間：6 年（72 か月）
 据置期間：令和 5 年 4 月から 1 年
 支払方法（変更日以降）
 毎月 末日 167 千円
 期日 147 千円
 （令和 10 年 3 月 31 日）

融資期間、据置期間及び元金均等割賦返済のいずれも制度に合致しているため、引き続き、市融資制度の対象となります。

(ケース 2)

【当初】	
融資期間：	7年（84か月）
据置期間：	なし
支払方法：	
毎月 末日	120千円
期日	40千円
（令和11年3月31日）	



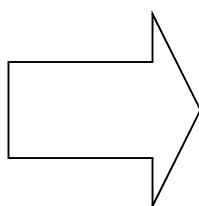
【変更後】	
融資期間：	7年（84か月）
据置期間：	<u>令和5年4月から1年</u>
支払方法（変更日以降）	
毎月 末日	<u>140千円</u>
期日	<u>60千円</u>
（令和11年3月31日）	



融資期間、据置期間及び元金均等割賦返済のいずれも制度に合致しているため、引き続き、市融資制度の対象となります。

(ケース 3)

【当初】	
融資期間：	7年（84か月）
据置期間：	なし
支払方法：	
毎月 末日	120千円
期日	40千円
（令和11年3月31日）	



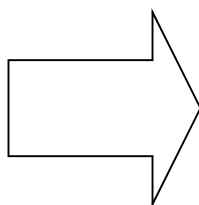
【変更後】	
融資期間：	7年（84か月）
据置期間：	<u>令和5年4月から1年</u>
支払方法（変更日以降）	
毎月 末日	120千円
期日	<u>1,480千円</u>
（令和11年3月31日）	



元金均等割賦返済ではないため、市融資制度の対象外となります。

(ケース 4)

【当初】	
融資期間：	7年（84か月）
据置期間：	なし
支払方法：	
毎月 末日	120千円
期日	40千円
（令和11年3月31日）	



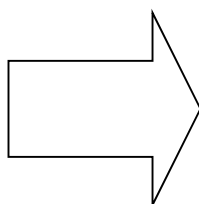
【変更後】	
融資期間：	<u>8年（96か月）</u>
据置期間：	令和5年4月から1年
支払方法（変更日以降）	
毎月 末日	120千円
期日	40千円
（令和12年3月31日）	



景気対策特別資金の融資期間（7年以内）を超えているため、市制度の対象外となります。

(ケース 5)

【当初】
融資期間：5年6か月（66か月）
据置期間：6か月
支払方法：
毎月 末日 152千円
期日 120千円
（令和9年9月30日）



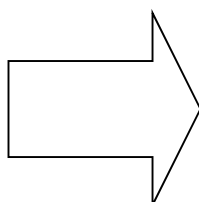
【変更後】
融資期間： <u>6年6か月（78か月）</u>
据置期間： <u>令和5年4月から1年</u>
<u>（据置期間の合計が1年6か月）</u>
支払方法（変更日以降）
毎月 末日 152千円
期日 120千円
（令和10年9月30日）



据置期間の合計（1年6か月）が景気対策特別資金の据置期間（1年以内）を超えているため、市制度の対象外となります。

(ケース 6)

【当初】
融資期間：7年（84か月）
据置期間：なし
支払方法：
毎月 末日 120千円
期日 40千円
（令和11年3月31日）



【変更後】
融資期間：7年（84か月）
据置期間：なし
支払方法（変更日以降）
<u>令和5年4月30日</u>
<u>～令和6年3月31日 10千円</u>
<u>令和6年4月30日</u>
<u>～令和11年2月28日 138千円</u>
<u>令和11年3月31日 82千円</u>
（令和11年3月31日）



元金均等割賦返済ではないため、市融資制度の対象外となります。

【Q&A】

Q1 認定書の指定業種及び業種分類について

セーフティネット保証5号の指定業種及び業種分類は、どこに掲載されているか。

- A. セーフティネット保証5号の指定業種については、中小企業庁ホームページを御確認ください。
(四半期ごとに指定業種が変更されますので御注意ください。)

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

業種分類については、総務省ホームページに掲載されている「日本標準産業分類」を御確認ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

Q2 景気対策特別資金及び景気対策特別小口資金の要件について

「最近12か月以内の期間」とはいつか。

- A. 確認書申請日の前月から遡って12か月間を指します。

例) 確認書申請日：令和4年6月25日

→ 最近12か月以内の期間：令和3年6月から令和4年5月まで

Q3 景気対策特別資金及び景気対策特別小口資金の要件について（確認書）

確認申請書の様式では、「最近の売上高」と「過去の売上高」を比較することになっており、それぞれ決算上の売上高を記載することが可能となっている。

先月（令和4年5月）に決算月を迎えたが、当該決算に係る決算書が完成していないため、「最近の売上高」として、昨年（令和3年）の決算期の売上高を記載してもよいか。

※ 確認書申請日は令和4年6月25日とする。

- A. できません。

∵「最近の売上高」として記載することができる『決算』とは、決算書の作成状況に関わらず、最近の12か月（令和3年6月から令和4年5月まで）に迎えた決算であるため、昨年（令和3年）の決算を「最近の売上高」として記載することはできません。

Q4 税務申告確認書類の提出時期

税務申告確認書類の提出時期はいつか。

- A. 税務申告確認書類の提出時期は、全て月次報告時とします。

なお、景気対策特別資金、景気対策特別小口資金、経営安定支援資金、災害等対策特別資金については、融資実行前に取得する確認書・認定書の申請時にも、必要書類となります。

Q5 一括払いと据置期間

一括払いの場合、据置期間の上限を考慮しない契約としてよいか。

A できない。

市融資制度における返済方法は、毎月の元金均等割賦返済であり、一括払い（返済回数が一回）の場合も例外ではなく、据置期間の上限を超えた場合は、市融資制度対象外の融資となります。

Q6 業種について

市融資制度小企業小口・小企業特別資金における利用資格の商業・サービス業とは、具体的に何が該当するか。

A. 中小企業庁HPの「日本標準産業分類第13回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱いについて」に準拠しますが、詳細については**神奈川県信用保証協会**にご確認ください。

Q7 利子補給について

市外転出した場合、利子補給が行われる日はいつまでか。

A. 転出した日をもって、利子補給が停止となります。

例：4月1日に市外転出 → 4月1日まで補給あり

Q8 利子補給について

最終償還日が休業日だった場合、いつまで利子補給されるか。

A. 最終償還日で終了です。最終償還日は、「休業日の取扱いを翌営業日」とすることはできません。

例：最終償還日が4月10日（土）であり、休業日の取扱いが翌営業日適用の場合

→利子補給の期間として算出される日は、12日（月）ではなく、10日までです。

